

8月3日（月）夕～8月4日（火）朝 放送分

◆消費生活相談（住民課）

8月4日（火）、午前10時から午後3時まで、賀陽庁舎において、消費生活相談を行います。

悪質訪問販売や金融商品取引詐欺など消費生活に関する様々な相談を消費生活相談員がお受けします。「困ったな。」と思ったら一人で悩まず、まずは相談を。秘密は固く守られますのでお気軽にお越しください。

◆物価高騰対策給付金の使用期限について（協働推進課）

町では物価高騰対策の一環で、商工会を通じて令和8年3月にペリーぐっどカードへ2万円分の電子マネーを給付しています。この電子マネーの使用期限は、令和8年8月31日月曜日となっていますので、まだご使用されていない方は期限内にご活用ください。